

エレベーターの法手続きについて

警告 建築基準法を遵守してください。
守られない場合、エレベーターの設置認可を得ることができません。

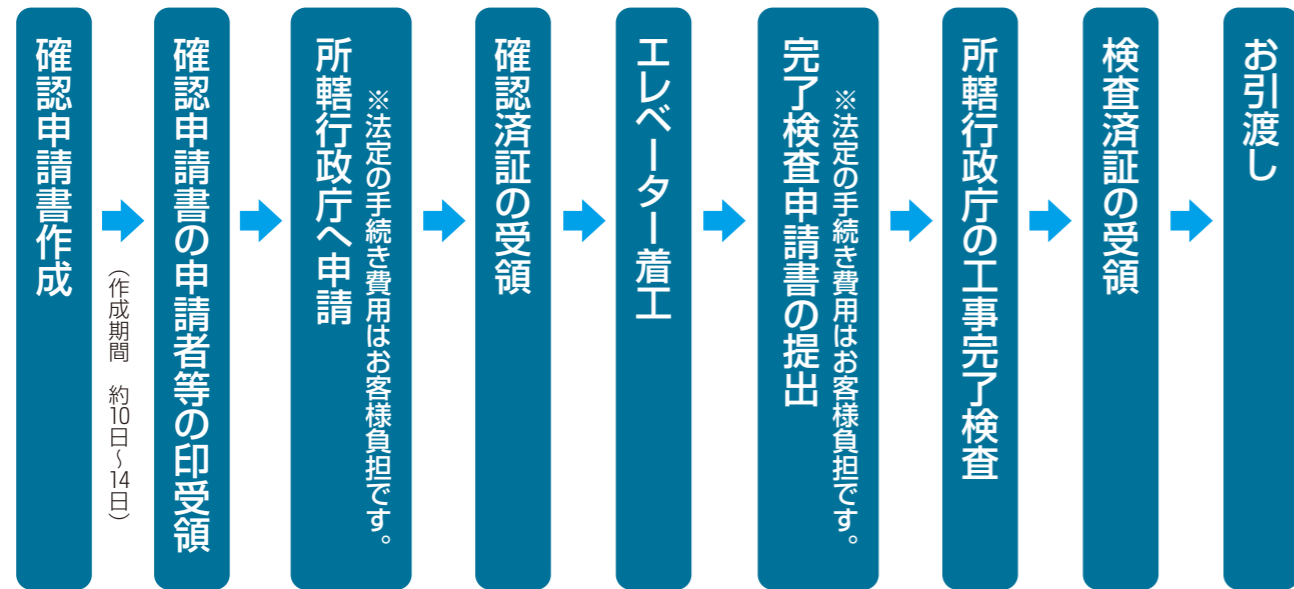
確認申請と完了検査

エレベーターは建築基準法第6条の規定により、着工前に所轄行政庁に確認申請を行い、建築主事等の確認を受け、確認済証の交付・受領しなければなりません。また、同法第7条の規定により竣工時に所轄行政庁の検査員による検査を受け、検査済証の交付・受領しなければなりません。

建物についても確認申請を行い完了検査を受けてください。建物の検査済証が発行されない場合、建築設備としてエレベーターの検査済証も発行されず、エレベーターをご使用いただけません。

確認申請からお引渡しまでの流れ

エレベーターの設置に係る確認申請、完了検査などの法手続きは、当社にて代行します。なお、建物とエレベーターの完了検査が終わるまで、エレベーターはご使用になれません。



- 【お願い事項】**
- ・建物申請内容の変更があった場合は、その旨を当社担当者へご連絡願います。
 - ・建物完了検査の日程を事前に当社担当者にご連絡願います。
 - ・建物完了検査済証の写しを当社担当者にお渡しください。

○エレベーターの確認申請書類を作成するために以下の資料をご準備ください。

- ①建物の確認済証の写し
- ②建物の確認申請書第1～6面の写し
- ③建屋付近見取図(地図)
- ④建屋配置図
- ⑤建屋断面図(矩計図)
- ⑥建屋各階平面図

○建築基準法第6条で分類される建物種別により、確認申請の手順が異なりますのでご注意ください。*

建物の種別	建築確認申請の提出	エレベーター確認申請の提出
・第1号及び第2号の建物 (ルームが住戸内のみを昇降するEV) ・第2号の建物のうち 階数2以下 かつ延床面積500㎡以下 かつ建物高さ16m以下	建物の確認申請にエレベーターの確認申請書類を添付して所轄行政庁(特定行政庁または指定確認審査機関)に提出してください。エレベーターの申請書類は当社にて作成いたしますので、②～⑥の資料が揃いましたら当社担当者までご依頼ください。	エレベーター単独の確認申請はできません。併願(建物との同時・一体)申請のみとなります。建築確認申請認可後、確認済証の写しを当社担当者にお渡しください。
・第1号の建物 ・第2号の建物のうち 階数3以上 または延床面積500㎡超 または建物高さ16m超	建物の確認申請にエレベーターの型式部材等製造者認証書(図面を含む)を添付して所轄行政庁(特定行政庁または指定確認審査機関)へ提出してください。エレベーターの型式部材等製造者認証書は当社にてご用意いたしますので、当社担当者までご依頼ください。	建築確認申請認可後にエレベーターの確認申請を当社にて代行いたします。①～⑥の資料をご準備の上、当社担当者にお渡しください。

*条件(エレベーター完全撤去新設及び、準防火地域以外の10㎡以下の増築など)によっては、手続き(エレベーター確認申請)が不要となる場合があります。

ご参考

建物の種類 建築基準法第6条第1	建物の概要	エレベーターの種類	エレベーター確認申請の要否と区分	
			建築物確認申請〈要〉の場合 (新築・増築・大規模な修繕/模様替えなど)	建築物確認申請〈不要〉の場合 (完全撤去新設・準防火地域外の10㎡以下の増築など)
1号建築物	建築基準法別表第1に掲げる用途かつその用途に供する延床面積200㎡超	ルームが住戸内のみを昇降	要：併願のみ	不要
		上記以外	要：別願可能	要：別願可能
2号建築物	1号以外で2階以上、または、延床面積200㎡超 いずれかに該当 ・階数3以上 ・延床面積500㎡超 ・建物高さ16m超 告示1148号第2項(以下すべての項目)に該当 ・階数2以下 ・延床面積500㎡以下 ・建物高さ16m以下	ルームが住戸内のみを昇降	要：併願のみ	不要
		上記以外	要：別願可能	要：別願可能
		ルームが住戸内のみを昇降	要：併願のみ	不要
		上記以外	要：併願のみ	不要
3号建築物 (都市計画区域内)	(主に平家)	ルームが住戸内のみを昇降 上記以外	要：併願のみ	不要

【補足】

- ・ルームが住戸内を昇降するものには、併用住宅における住戸内のみを昇降するものも含まれます。
- ・増築する場合、確認を要しない床面積や高さの条件は、増築後の規模となります。
- ・エレベーター確認申請が不要であっても、特定行政庁、建築主事又は建築監視員から、建築基準法12条5項に基づく報告を求められることがあります。
- ・併願(建物との同時・一体)申請のみとなるエレベーターは、国交省告示第1148号により、ルームが住戸内のみを昇降するエレベーターとなります。

建築基準法第6条第1項第1号に規定される建物用途

〈建築基準法別表第1〉

建 物 用 途	
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
2	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、その他これらに類するもので政令で定めるもの
3	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
4	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの
5	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの
6	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの

維持保全とメンテナンス(保守契約)について

エレベーターの所有者または管理者は、建築基準法などの法律により、定期的な検査を行い安全の維持管理に努めるよう義務づけられています(建築基準法第8条)。長年にわたって製品の性能と品質を維持するためには専門業者による定期点検・整備の契約(メンテナンス契約)が必要です。

当社製品のメンテナンスは、当社推奨のメンテナンス会社をおすすめします。当社推奨のメンテナンス会社では、契約による定期点検のほか、故障などのご連絡により24時間待機の専門技術者が出勤して修理などを行います。

また所有者は、建築士(1級もしくは2級)または国土交通大臣の認定する昇降機検査資格者による年1回の定期検査を受け、その検査結果を所轄行政庁へ報告*しなければなりません。(建築基準法第12条3項)

国土交通省作成「昇降機の適切な維持管理に関する指針」に基づき、保守点検事業者が必要とする作業時間及びエレベーターの停止時間を確保いただくとともに、安全に業務に従事できる環境を整えてください。

*ホームエレベーターは所轄行政庁への法定検査報告が不要です。